

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 に係る公募占用指針について

2020年8月28日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

本日ご議論いただきたい内容について

- 前回、本合同会議において、長崎県五島市沖の促進区域に係る公募占用指針について御議論いただき、本年6月より公募を開始した。
- 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖（北側）、秋田県由利本荘市沖（南側）並びに千葉県銚子市沖についても、本年7月21日に海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定したことから、同様に、当該区域に関する公募占用指針を策定する必要がある。
- 本日の合同会議では、原則は、長崎県五島市沖の公募占用指針の考え方と同様としつつ、各区域毎に定める必要がある事項及び追加で御議論頂きたい事項について、具体的な案を事務局から提示し、御議論いただきたい。

※再エネ海域利用法第13条第5項に基づき、公募占用指針のうち評価の基準については、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。

調達価格等算定委員会
において意見聴取

本日、追加的に
御議論頂きたい事項

○再エネ海域利用法 第13条第2項

一 対象発電設備区分等

二 促進区域内海域の占用の区域 ⇒ 運用指針に従って、長崎県五島市沖の面積等を記載（議論無し）

三 促進区域内海域の占用の開始の時期 ⇒ 運用指針に従って、「公募占用計画が認定された日から原則6年以内」と記載（議論無し）

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

五 公募の参加者の資格に関する基準

六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

七 供給価格上限額

八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法

九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条1項に規定する調達期間

十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

十一 促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項 ⇒ 基地港湾の場所等について、追加的に議論が必要

十二 撤去に関する事項 ⇒ 保証の額等について、追加的に議論が必要

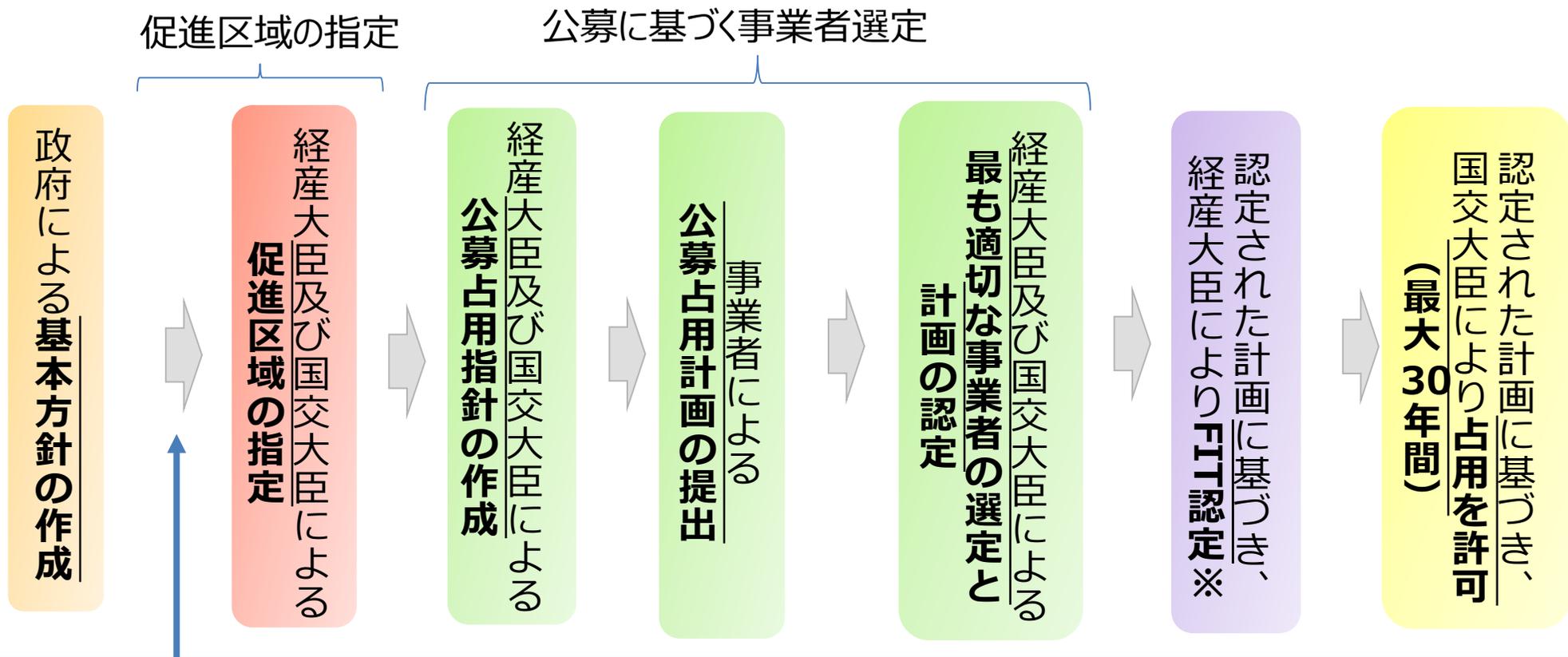
十三 公募占用計画の認定の有効期間 ⇒ 運用指針に従って、原則30年とすることを記載（議論無し）

十四 関係行政機関の長等との調整能力 ⇒ 運用指針に従って、「関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長とよく調整し、理解にずれが生じないように努めること」を記載（議論無し）

十五 評価の基準 ⇒ 最先端技術等について、補足的に議論が必要

十六 その他必要な事項 ⇒ 占用料等について、追加的に議論が必要

■ 再エネ海域利用法に基づく、手続きの流れは以下のとおり。



経産大臣及び
国交大臣による
区域の状況の調査

先行利用者等を
メンバーに含む
協議会の意見聴取

**区域指定の案
について公告**
(利害関係者は
意見提出が可能)

農水大臣、環境大臣
等の**関係行政機関の
長への協議**

※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

(参考) 促進区域の指定プロセスの概要

① 国による既知情報の収集

有望な区域選定のための情報収集

A. 都道府県からの情報収集 (要望聴取)

- ・促進区域の指定を要望する都道府県は、以下の情報を国に提供
 - a. 促進区域の候補地
 - b. 地元関係者との調整状況 (利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ているか (協議会が設置できる状況にあるか))
 - c. 促進区域の指定の基準等に係る都道府県の保有する情報 (風況、水深、海底面底質、波高、離岸距離等)

B. その他の情報収集

- ・都道府県以外の関係者からの情報収集・調整等
- ・その他必要な既知情報の収集

【3か月～】
➢ 公平、公正、透明性の観点から、一定の期間 (3か月程度) の下で都道府県等から情報収集 (要望聴取) する。

② 第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を選定 (定期的開催)

③ 協議会の設置

④ 促進区域の指定について協議

⑤ 利害関係者を含め、促進区域案について合意。

協議会における調整

③' 調査実施区域の優先順位の設定

④' 必要な調査の実施

- ・自然状況
- ・船舶航行
- ・系統の状況 等

⑤' 促進区域候補の絞り込み

国による詳細調査

【1か月～】
➢ 第三者委員会の開催。

【3か月～】
➢ 協議会については地元のご理解が前提となるため、これ以上の期間がかかる可能性もある。

⑥ 第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定 (定期的開催)

促進区域案について、⑦ 公告し、意見聴取 → ⑧ 関係行政機関の長への協議、関係都道府県知事・協議会の意見を聴取

【1か月～】
➢ 第三者委員会を開催。

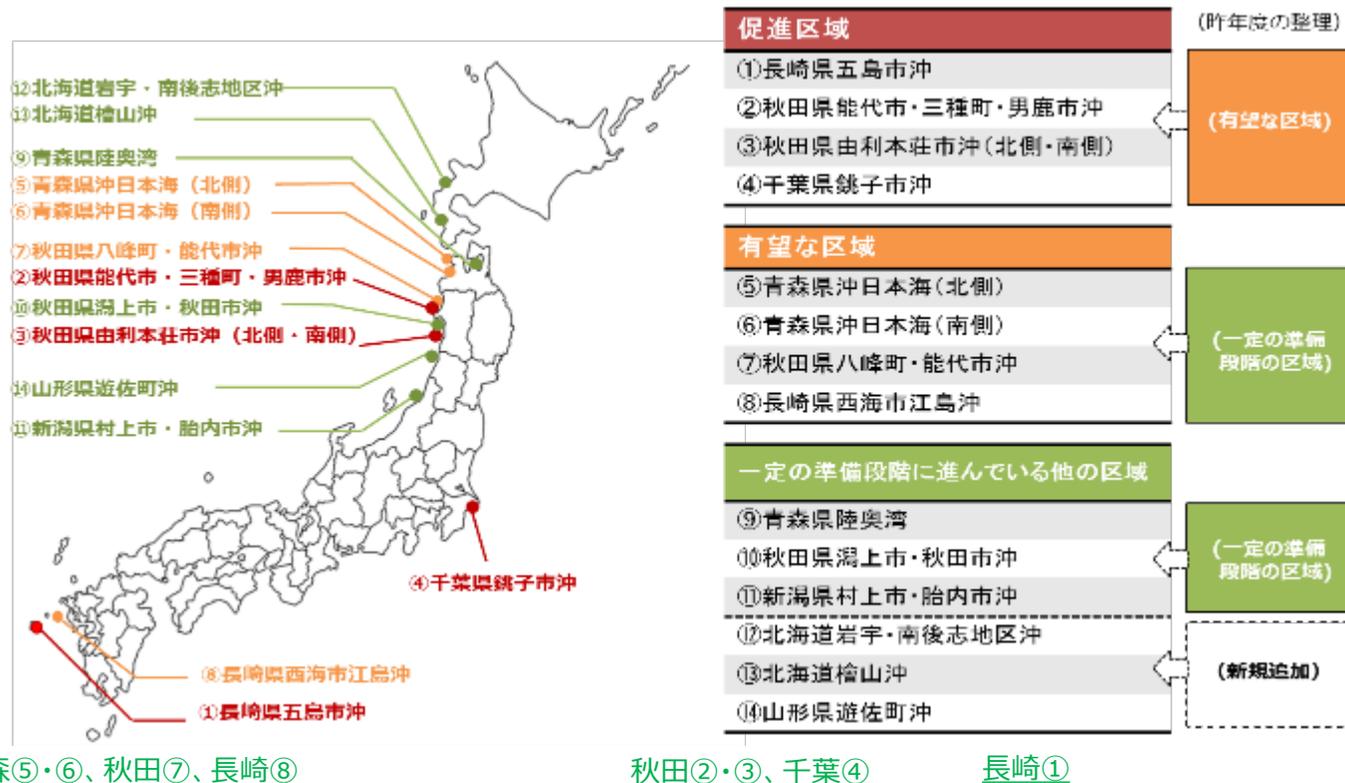
【2か月程度】
➢ 法律上の手続き。

⑨ 促進区域の指定

【年度ごと】 公平性を確保しつつ、継続的・計画的に運用するため、年度ごとに開始。

(参考) 促進区域の指定に係る現状

- 2019年4月、再エネ海域利用法を施行。2019年7月、促進区域の指定に向けて、既に一定の準備が進んでいる区域、及び**有望な区域（4か所）**について、**初めて公表**。
- この4か所のうち、**長崎県五島市沖は、昨年12月に促進区域に指定し、2020年6月より、事業者の公募を開始**。残りの**3か所（秋田2か所（3区域）、千葉1か所）**についても、**本年7月21日に促進区域として指定した**。
- なお、本年7月3日、既に一定の準備段階に進んでいる区域、及び**有望な区域（4か所）**につき**2回目の公表**。



青森⑤・⑥、秋田⑦、長崎⑧

秋田②・③、千葉④

長崎①

プロセス



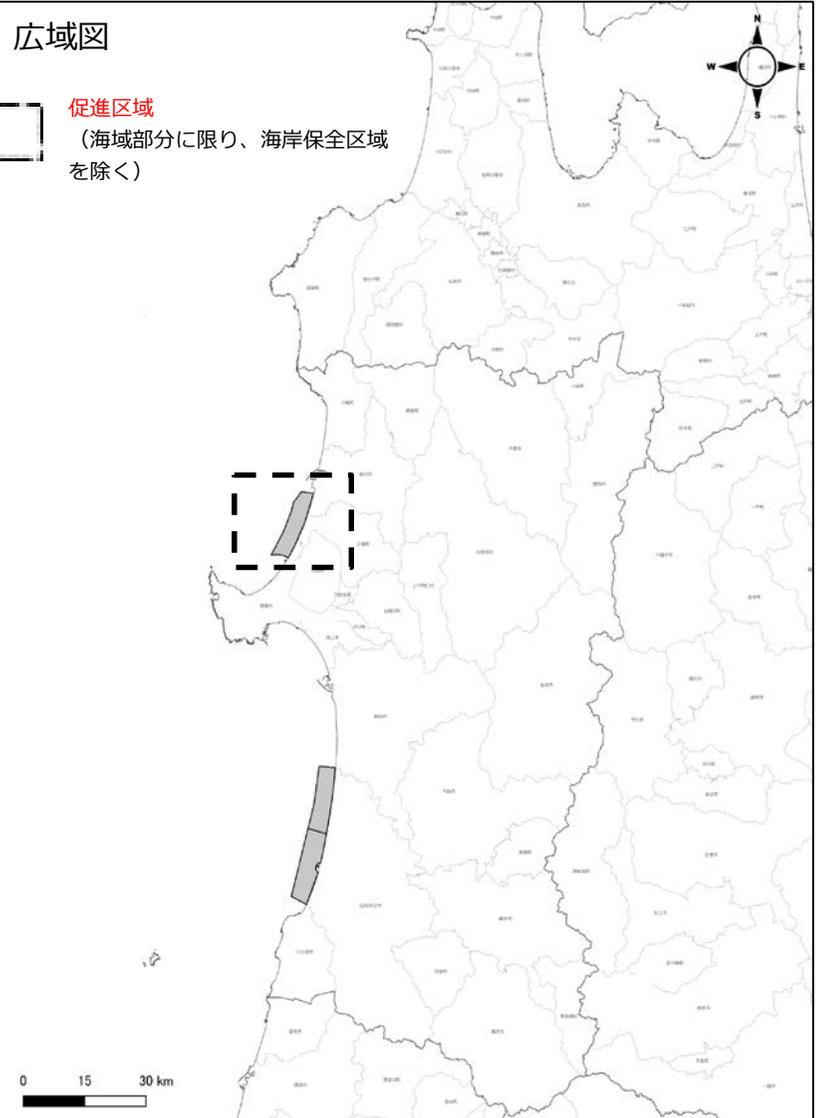
秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の促進区域の範囲

(海域面積約65km²程度)



広域図

 **促進区域**
(海域部分に限り、海岸保全区域を除く)



秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会の意見とりまとめ（概要）

(1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（20年間の売電収入見込額の0.5%）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。基金への出捐等の額や使途等については、協議会構成員へ協議をする。
- ✓ 能代市、三種町及び男鹿市以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、電波環境に支障を及ぼすことがないように十分に配慮する。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。等

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。等

(6) 環境配慮事項について

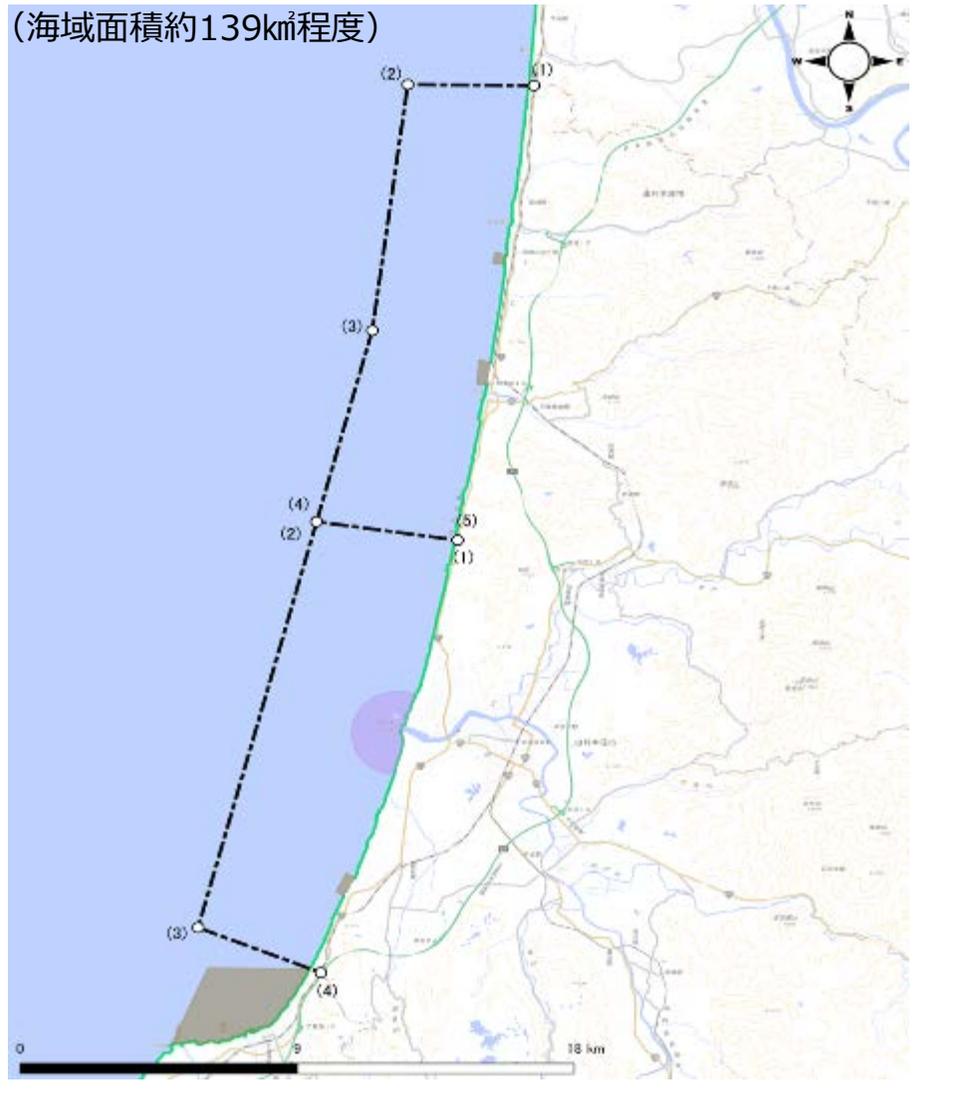
- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。等

(7) その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

秋田県由利本荘市沖（北側・南側）の促進区域の範囲

(海域面積約139km²程度)



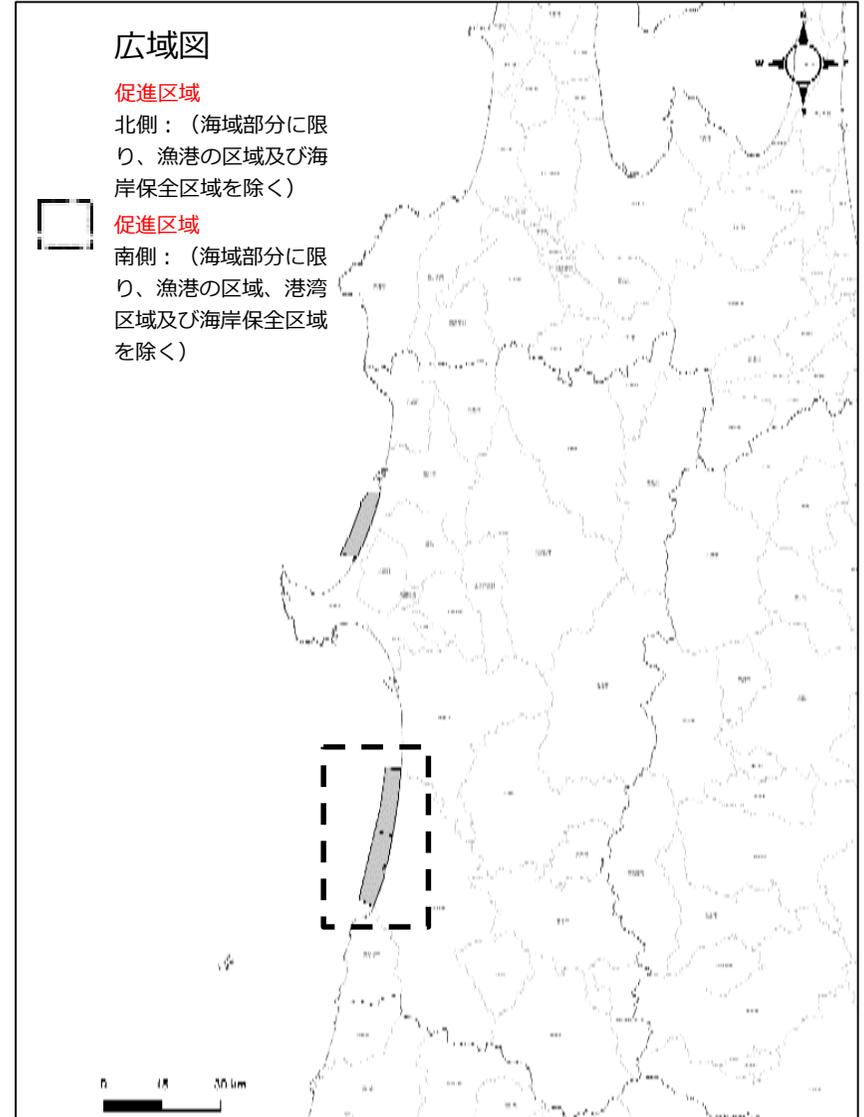
広域図

促進区域

北側：（海域部分に限り、漁港の区域及び海岸保全区域を除く）

促進区域

南側：（海域部分に限り、漁港の区域、港湾区域及び海岸保全区域を除く）



秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会の意見とりまとめ（概要）

(1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（20年間の売電収入見込額の0.5%）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。基金への出捐等の額や使途等については、協議会構成員へ協議をする。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。 等

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、電波環境に支障を及ぼすことがないように十分に配慮する。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

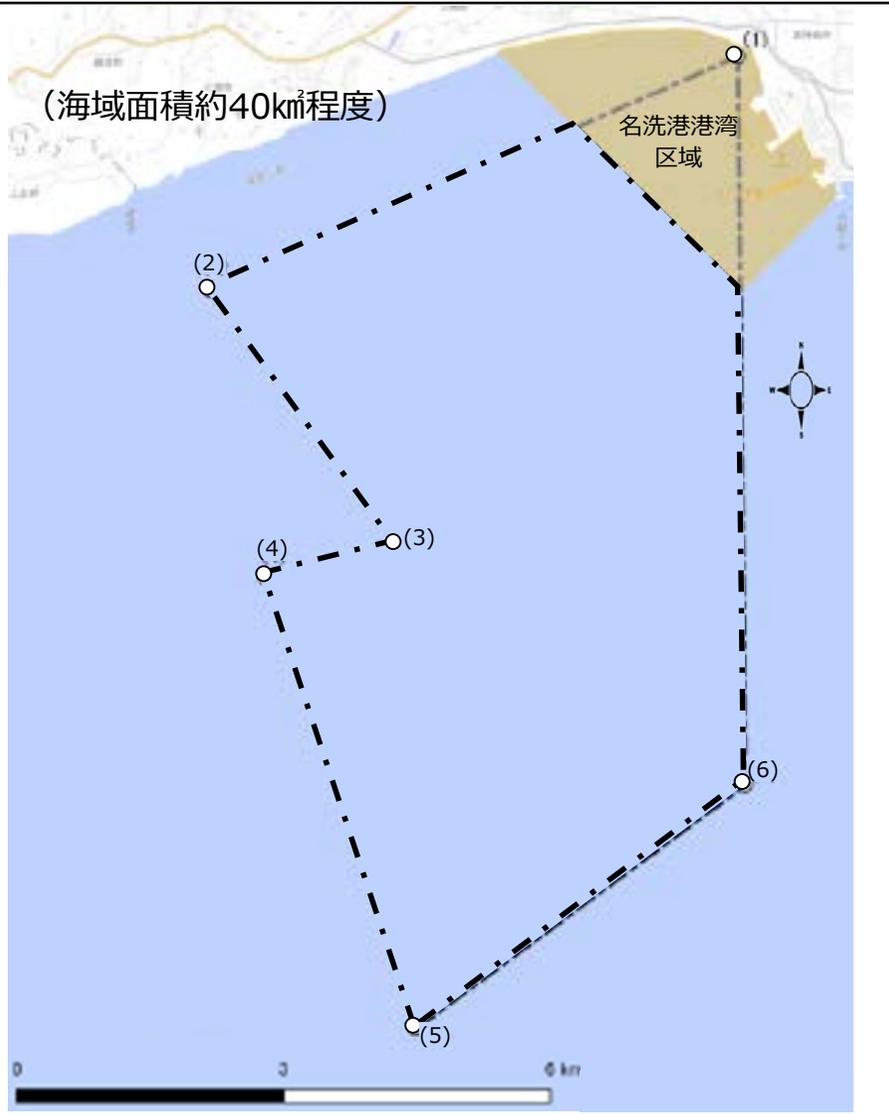
(6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

(7) その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

千葉県銚子市沖の促進区域の範囲



千葉県銚子市沖における協議会の意見とりまとめ（概要）

(1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める**。（例：地域に所在する港湾の活用、地域新電力の活用、観光資源化等）
- ✓ 協議会構成員、選定事業者は、漁業との共存、透明性確保等**基本方針の4つの目標の実現**に向けて、適切な対応を行うこと。
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して事業を行う場合には、海域の利用を了承する**。

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**漁業との協調・共生・振興の取組（漁場実態調査、魚礁設置等）を実施するために、基金へ出捐する**。
- ✓ 地元自治体、関係漁業者等は、基金の運営について、必要な協議・報告等を行い、**透明性確保のための方策をとる**。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、海洋調査の専門家及び地元自治体等の意見を聴取・尊重しつつ、**漁業影響調査を行う**。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、**本海域における漁業や、既存海洋構造物への支障を十分考慮し、必要な説明・協議等を行う**。
- ✓ 選定事業者は、**屏風ヶ浦等の地形・景観が有する価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議や、関係法令に基づく適切な対応を行うこと**。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。等

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルールを協議する**。等

(6) 発電事業の終了時における設備等の扱いに係る留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における発電事業を終了するときは、**原則として洋上風力発電設備等の撤去**を行う。ただし、関係漁業者等の同意を得て、海洋環境に配慮して行う場合は、**発電設備等の一部の残置も認められる**。

(7) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、**環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと**。等

(8) その他

- ✓ 公募参加者は、本協議会意見の内容に対する公募参加者の理解を深めるため、**公募開始前及び期間中に開催される、協議会構成員による説明会に参加すること**。

(参考) 公募プロセスの全体像

<促進区域の指定>

<「占用公募制度の運用指針（仮称）」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項
(参加資格等)

都道府県知事と学識経験者
への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

国が行う
調査
(公募に当たり
必要な情報の
提供)

【2か月～】

▶ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

<公募の実施>

公募開始
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査 (事務局で審査)

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

【原則6か月】

▶ 公募に必要な期間は原則6か月

【2か月～】

▶ 適合審査に必要な期間は2か月程度

【3か月～】

▶ 評価に必要な期間は3か月程度

<事業者選定>

追加的に御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・港湾の場所について

(2) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・撤去の方法や保証の額について

(3) 評価の基準について（第15号関係）

- ・基本的な考え方
- ・最先端技術の評価について
- ・協力企業やサプライチェーンの確定について

(4) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・評価の方法について（2区域まとめた公募の実施）
- ・一般海域の占用料について
- ・他の促進区域の占用等について

- 能代港、秋田港、鹿島港、北九州港について海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定予定。

○能代港

- ・整備施設：岸壁(水深10m(暫定)) (地耐力強化)、泊地(水深10m(暫定))
- ・事業期間：令和元年度～令和5年度



○秋田港

- ・整備施設：岸壁(地耐力強化)
- ・事業期間：令和元年度～令和2年度



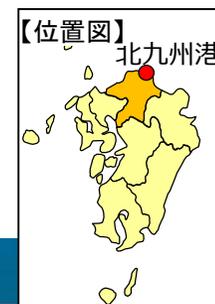
○鹿島港

- ・整備施設：岸壁(水深12m) (地耐力強化)、航路・泊地(水深12m)、泊地(水深12m)
- ・事業期間：令和2年度～令和5年度



○北九州港

- ・整備施設：岸壁(水深10m(暫定)) (地耐力強化)、泊地(水深10m(暫定))、航路・泊地(水深9m(暫定))、ふ頭用地
- ・事業期間：令和2年度～令和5年度



促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項（秋田県能代市・三種町及び男鹿市沖）15

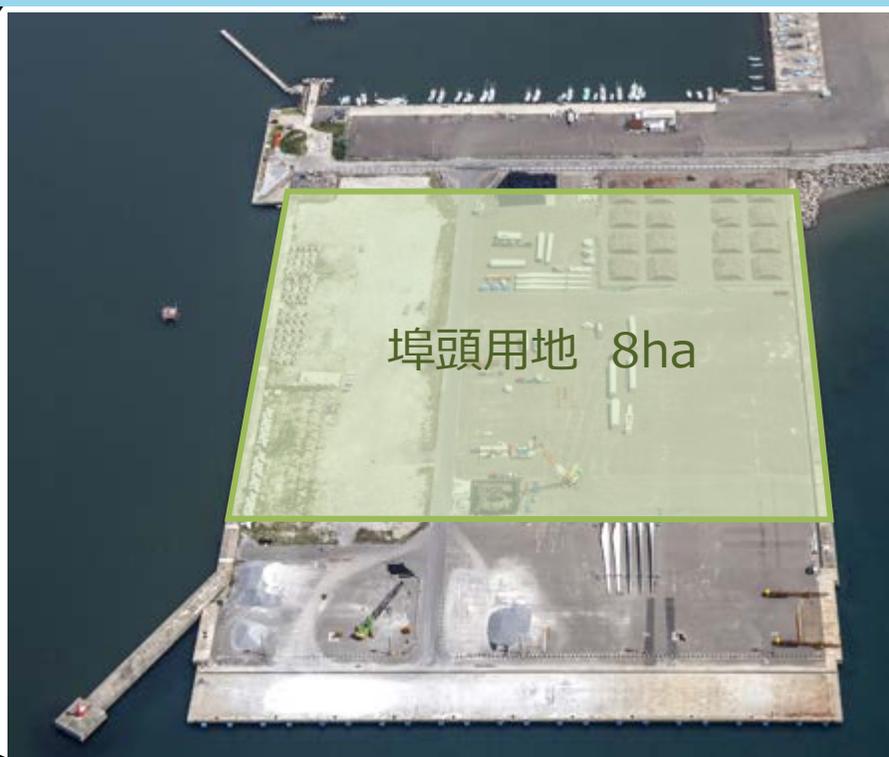
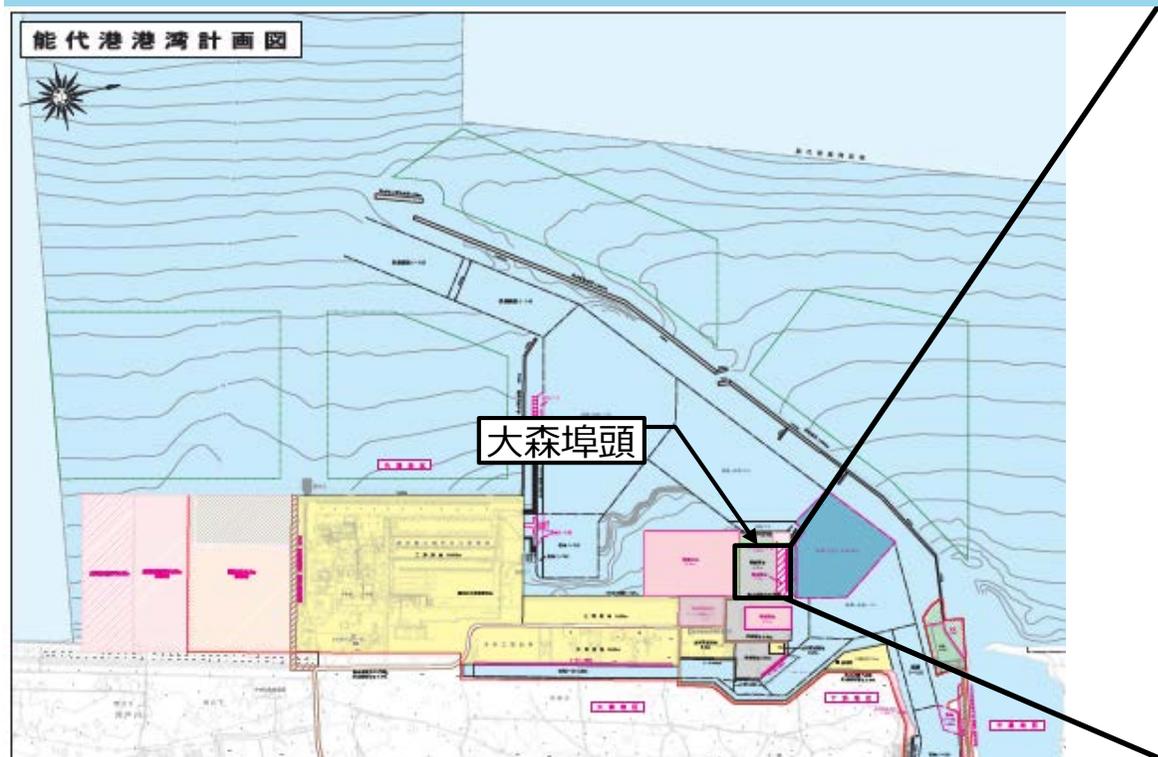
- 秋田県能代市・三種町及び男鹿市沖の促進区域を指定する際に、当該区域と一体的に利用される港湾として、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾である**能代港**を、港湾内の埠頭は、大森埠頭（岸壁水深10m、岸壁延長180m、最大耐荷重約35t/m²、利用可能面積約8ha）を想定しており、これを、公募占用指針に記載する。

※事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合は、その活用が認められる（当該港湾が活用できることを証する資料の添付が要件）。

- 公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、**公募占用計画提出に先立ち**、東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の**利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認しなければならないこと（※）を、公募占用指針に明示してはどうか。**

※その他区域を含む公募の参加事業者と港湾利用時期が重複することは可能（選定後に調整）。

- また、周辺地域に騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良好な環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用しなければならないことを公募占用指針に記載してはどうか。



促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項（秋田県由利本荘市沖）

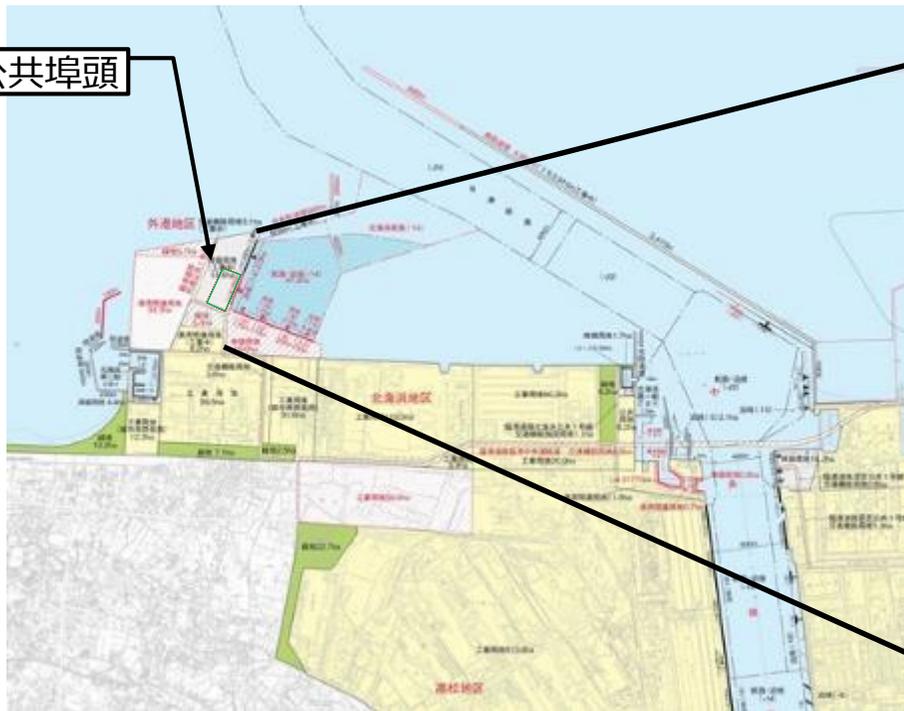
- 秋田県由利本荘市沖の促進区域を指定する際に、当該区域と一体的に利用される港湾として、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾である**秋田港**を、港湾内の埠頭は、飯島埠頭（岸壁水深11m、岸壁延長190m、最大耐荷重約35t/m²、利用可能面積約8ha）を想定しており、これを、公募占用指針に記載する。
※事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合は、その活用が認められる（当該港湾が活用できることを証する資料の添付が要件）。
- 公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、**公募占用計画提出に先立ち**、東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の**利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認しなければならない（※）ことを、公募占用指針に明示してはどうか。**
※その他区域を含む公募の参加事業者と港湾利用時期が重複することは可能（選定後に調整）。
- また、周辺地域に騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良好な環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用しなければならないことを公募占用指針に記載してはどうか。



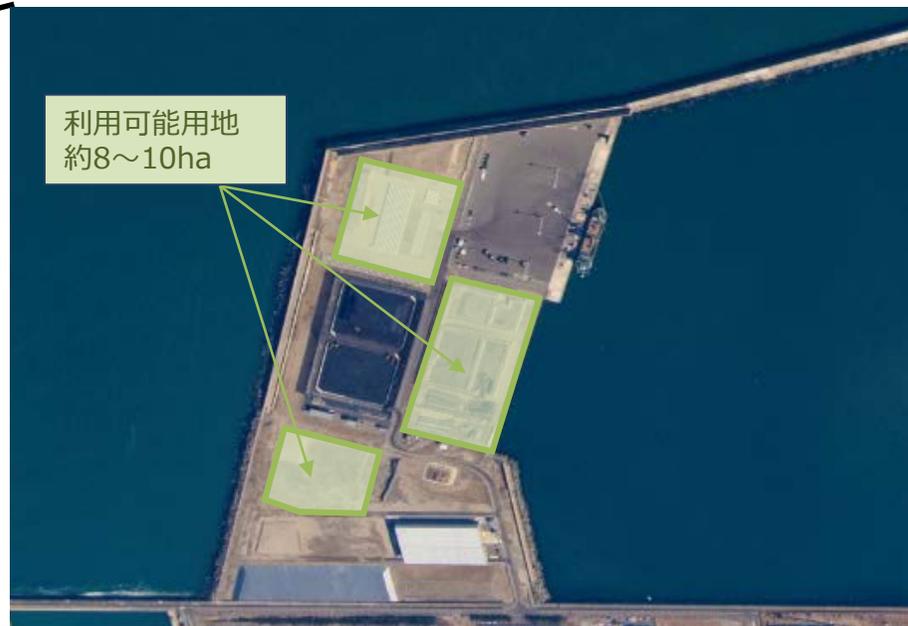
促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項（千葉県銚子市沖）

- 千葉県銚子市沖の促進区域を指定する際に、当該区域と一体的に利用される港湾として、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾である**鹿島港**を、港湾内の埠頭は、外港公共埠頭（岸壁水深12m、岸壁延長200m、最大耐荷重約35t/m²、利用可能面積約8～10ha）を想定しており、これを、公募占用指針に記載する。
 ※なお、事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合は、その活用が認められる（当該港湾が活用できることを証する資料の添付が要件）。
- 公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、**公募占用計画提出に先立ち**、関東地方整備局及び港湾管理者（茨城県）に対して港湾施設の**利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認しなければならないこと（※）を、公募占用指針に明示してはどうか。**
 ※その他区域を含む公募の参加事業者と港湾利用時期が重複することは可能（選定後に調整）。
- また、周辺地域に騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良好な環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用しなければならないことを公募占用指針に記載してはどうか。

外港公共埠頭



利用可能用地
約8～10ha



追加的に御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・港湾の場所について

(2) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・撤去の方法や保証の額について

(3) 評価の基準について（第15号関係）

- ・基本的な考え方
- ・最先端技術の評価について
- ・協力企業やサプライチェーンの確定について

(4) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・評価の方法について（2区域まとめた公募の実施）
- ・一般海域の占用料について
- ・他の促進区域の占用等について

- 撤去に係る事項として、長崎県五島市沖の際には、①撤去の方法、②保証の額、③撤去の担保方法、④保証の開始の時期、について御議論頂いた。
- このうち、③④については、区域等に応じて変わるものではなく共通のものであることから、長崎県五島市沖の公募占用指針と同様に定めることとしてはどうか。
- ①撤去の方法と②保証の額については、長崎県五島市沖の場合は浮体式洋上風力発電であったが、今回対象となる3ヶ所については、全て着床式であり、浮体式に比べて欧州における撤去実績等があることを踏まえ、一部補足して定めることとしてはどうか。

【長崎県五島市沖の公募占用指針に一部補足して定める事項】

＜①撤去の方法＞

- 本事業における洋上風力発電設備の撤去に関しては、長崎県五島市沖の公募占用指針と同様に原状回復を原則としてはどうか。
- ただし、欧州では着床式洋上風力のモノパイルの一部について残置が認められている場合があり、我が国においても、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づくと、洋上風力発電施設は、原則として海洋に捨ててはならないが、撤去時に海防法第43条の2第1項の規定による環境大臣の廃棄の許可を受ける場合は、残置を行うことは可能。
- このため、本公募でも、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件として、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めてはどうか。

※但し、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に帰するものとする。

※一部残置を想定した公募占用計画を作成する場合は、海底面下1m以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。

※なお、環境大臣により許可を得て、洋上風力発電施設の一部を残置する行為は、法第12条における禁止行為に当たらず、また、当該行為は、法第10条第1項における国土交通大臣の許可を要しない。

＜②保証の額＞

- 着床式洋上風力について原状回復を行おうとする場合、地質の形状等により撤去の困難度が変わり、また、撤去に伴う周辺環境への影響を考慮する必要があるが、**公募段階では、風車を設置する箇所**の地質や周辺環境等が必ずしも判明していないため、**撤去方法及びその額を各事業者が正確に算出等することは困難**である。
- このため、公募段階における撤去費用については、一律に、国際的な認証機関であるDNV-GLが着床式洋上風力の撤去費用として試算した**海洋における施工費の70%**とすることとし、撤去算出の方法等は評価の対象とはしないこととしてはどうか。
- 一方で、**事業者選定後には、撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行うこととし、経済産業省、国土交通省、環境省にも相談の上、工事着手日までに保証の額等を変更（公募占用計画を変更）**することとしてはどうか。
- また、今後、長期的に技術開発等が進むことも想定されることから、**技術開発等に伴う撤去方法及び撤去費用の見直し（例：10年ごとの見直し）**についても**可能**であることを記載してはどうか。

撤去費用の長崎県五島市沖公募占用指針の記載①

＜参考＞長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（2020年6月）より抜粋

（5）その他留意すべき事項

3) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第13条第2項第12号）選定事業者は促進区域内海域の占用をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。

そのため、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に当たっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること。

i) 撤去に当たっては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の関係法令を遵守すること。

ii) 本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。

iii) 撤去に当たっては、占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備え、次の①②を踏まえた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法を公募占用計画に示すこと。

① 撤去費用の金額

公募参加者は、想定している撤去方法に応じて撤去費用の額を算出し、当該撤去費用の額及びその算出の根拠を公募占用計画に記載すること。

ただし、撤去費用の額は、資本費の5%を下限とする。

なお、撤去費用の額及び算出の根拠については、事業者選定における評価の対象となることにも留意すること。

② 撤去費用の確保方法

選定事業者は、発電事業の開始から撤去の完了までの全期間において、①で算出した撤去費用の金額の全額について、以下のア) 又はイ) の方法により撤去費用を確保するための措置を講じること。

ア) 及びイ) の方法を併用することも可能であり、この場合はア) 及びイ) の方法により確保される金額の合計額が①の撤去費用の金額となるようにすること。なお、ア) 及びイ) の金額の配分を事業年度ごとに変更することが可能である。

撤去費用の長崎県五島市沖公募占用指針の記載②

＜参考＞長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（2020年6月）より抜粋

ア) 撤去費用を担保するための保証状の提出

海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日（以下「運転開始日」という。）までに以下のa) b)のいずれかを国土交通省の担当部局に差し入れること。

a) 撤去費用相当の現金の供託書

b) 政府宛の金融機関保証状（デコミッションングLC）

※ 公募占用計画提出時に金融機関によるLetter of Intent（金融機関等が公募段階で公募参加者に対し融資等の検討を実施することを約する文書をいう。以下「LOI」という。）を提出すること。なお、金融機関が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の長期信用格付が、A－またはA3以上であることを要する。

なお、保証状は、選定事業者による公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還することとする。

イ) 撤去費用の積立てを証する書類の提出

倒産時にも隔離可能であり、また、撤去以外の目的での預金の利用を制限する口座を開設し（例えば、信託銀行の国内支店に、国土交通大臣を受益者、選定事業者を委託者兼受益者とするエスクロー口座等を開設するなど）、運転開始日までに必要な金額を当該口座に入金すること。当該口座に信託等した金銭は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認なく引き出してはならない。また、選定事業者は、当該口座への信託等を開始した時点から、毎年、国の会計年度の終了の日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。））までに当該口座の残高証明書を国土交通省に提出することとする。

追加的に御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・港湾の場所について

(2) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・撤去の方法や保証の額について

(3) 評価の基準について（第15号関係）

- ・基本的な考え方
- ・最先端技術の評価について
- ・協力企業やサプライチェーンの確定について

(4) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・評価の方法について（2区域まとめた公募の実施）
- ・一般海域の占用料について
- ・他の促進区域の占用等について

第15号関係 評価の基準について①（基本的な考え方）

- 本合同会議の中間整理において、評価の配点等は、地域の特性を考慮することは重要であるものの、公平性・公正性の観点から、原則として、下記のような評価方法によることが適切とした。
- このため、**今回対象となる3ヶ所に係る公募の評価基準は、公平性・公正性を考慮し、原則どおり、運用指針で定めた評価の基準とすることとしたい。**

※評価の基準は原則どおりであるが、**「協議会の意見とりまとめ」を公募占用指針に添付し、これを考慮することを求めることで、地域の特性に応じた事業の実施が確保される。**

※前回の合同会議で**長崎県五島市沖の公募占用指針作成にあたって補足した事項は、本公募でも同様とする。**

※長崎県五島市沖の公募においては、価格は36円/kWhと一律であり、全ての事業者に120点を与えることとしたが、**今回対象となる3ヶ所については、供給価格も評価の対象となる。**

評価の方法

価格（120点）

・供給価格の額

価格点算出方法

$(\text{最低入札価格} / \text{提案価格}) \times (\text{満点【120点】})$

事業実現性に関する要素（120点）

事業の実施能力 （80点）

<例>

- ・事業実施実績
- ・事業計画
- ・リスク分析
- ・故障時の速やかな修繕等による電力の安定供給
- ・将来的な価格低減に向けたサプライチェーン形成
- ・最先端技術の導入 等

地域との調整、地域経済等への波及効果 （40点）

<例>

- ・関係行政機関の長等との調整能力
- ・周辺航路、漁業等との協調・共生
- ・地域経済への波及効果
- ・国内経済への波及効果 等

地域との調整、地域経済等への波及効果
について、都道府県知事からの意見を参考聴取

第三者委員会の評価

経済産業大臣、国土交通大臣による評価

＜参考＞ 一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
事業の実施能力	事業の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業実施実績 	下請けを含めて、 ・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに、海洋土木工事の実績があること
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業計画の実現性 	・スケジュール、発電設備の計画、施工計画、維持管理計画及び収支計画（※）等の具体性、実現可能性、信頼性
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ リスクの特定及び分析 	・事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か ・建設に関するリスク（適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等） ・維持に関するリスク（技術的な阻害要因） ・財務管理に関するリスク（風力変動に備えた対応）
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務計画（資金計画、収支計画）の適切性 	・財務計画（資金計画、収支計画）等を確認
	安定的な電力供給	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か（早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか） 	・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するのか ・修理のための施設はあるか ・サプライチェーン形成計画を提出
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか 	・コスト削減策を含むサプライチェーン形成計画を提出
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 最先端の技術を導入し、業界を先導する取組みを行っているか 	・最先端技術（施工技術を含む。）の導入状況

※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト削減する取り組みを計画的に進めることとする。

事業実現性に関する評価項目

<参考> 一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
地域との調整、 地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力	▶ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の長等との調整の実績 <ul style="list-style-type: none"> - 国内の洋上風力における実績 - 国内の陸上風力における実績 - その他国内における実績
	周辺航路、漁業等との協調・共生	▶ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが明らかにされているか
	地域への経済波及	▶ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば以下を確認 <ul style="list-style-type: none"> - 地元雇用がどこにどれだけ増えるか - 地元工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか 等
	国内への経済波及	▶ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば以下を確認 <ul style="list-style-type: none"> - 国内雇用がどこにどれだけ増えるか - 国内工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか 等

事業実現性に関する要素の配点

<参考> 一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

事業実現性に関する評価項目【120点】

事業の実施能力【80点】

地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】

事業の確実な実施【65点】

安定的な電力供給【15点】

地域との調整【20点】

波及効果【20点】

評価
トッパー
ミドル
最低限必要なレベル
失格

事業の実施能力【80点】				地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】					
事業の確実な実施【65点】			安定的な電力供給【15点】	地域との調整【20点】		波及効果【20点】			
実績【30点】	事業実現性【35点】			安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】		地域経済等への波及効果【20点】	
事業実施実績【30点】	事業計画の実現性【20点】	リスクの特定及び対応【15点】	財務計画の適切性【0点】	電力安定供給と将来的な価格低減【10点】	最先端技術の導入【5点】	関係行政機関の長等との調整能力【10点】	周辺航路、漁業等との協調・共生【10点】	地域経済への波及効果【10点】	国内経済への波及効果【10点】
・極めて適切な実績（国内の実績に限る）【30点】	・最も確実に事業を実現【20点】	・極めて適切なリスク分析と対応【15点】		・両方の観点から極めて適切な対応【10点】	・世界初の最先端技術導入を進めている【5点】	・国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【10点】	・最も協調・共生の可能性が高い【10点】	・最も地域経済への波及効果がある【10点】	・最も国内経済への波及効果がある【10点】
・優れた実績（海外の実績を含む）【21点】	・優れている【14点】	・優れている【11点】		・片方の観点が極めて適切に対応しており、もう片方の観点も優れている【7点】	・今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている【4点】	・国内陸上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】
・良好な実績（海外の実績を含む）【9点】	・良好【6点】	・良好【5点】		・良好【3点】	・汎用的な技術の中で最も進んでいる技術の導入【2点】	・その他の調整に係る有意義な実績【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】
・実績なし【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	不適切とまでは言えないレベル【0点】		・実績があっても、能力がないと判断できる場合【失格】			

<参考> 長崎県五島市沖の公募占用指針で評価について補足した事項①

<参考> 長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（2020年6月）より抜粋

(4) 評価に関する補足事項

1) 事業実施の実績の評価に関する補足事項

i) 評価の対象となる実績

- ・ 洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。
- ・ 洋上風力発電事業において各事業者が果たす役割には、
 - ア) 事業の実施・管理（事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等。）
 - イ) 風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（EPC等）があるため、これらの役割ごとに実績を評価することとする。なお、1つの企業が、事業の実施・管理及びEPC等の両方の役割について評価対象となることも可能であるが、事業体制として適切な実績を有することを示すことが必要である。
- ・ 事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。
- ・ EPC等についての評価対象は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業のほか、候補者として関心表明書【様式3-2-4】を提出している協力企業の実績も含めて評価することとする。なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきである。協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。（複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。）

<参考> 長崎県五島市沖の公募占用指針で評価について補足した事項②

<参考> 長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（2020年6月）より抜粋

ii) 過去の実績として評価の対象となるもの

- ・ 実績については、以下①から③までの視点を基本として、これらを満たす場合を最も高い評価として扱い、満たす実績がない場合は、公募参加者においてこれと代替可能なものとして公募占用計画に記載した実績を確認し、下記の視点に掲げる実績との類似性の程度から、相対的に評価する。

- ① 国内の実績など、我が国の自然・社会状況等（※）を踏まえた事業の実績であるか。（※海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績を含めて評価する。）
- ② 設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。（※本公募に係る事業は、2.1万kWの浮体式洋上風力であるため、同規模以上の浮体式洋上風力の実績があれば最も高く評価。その実績がなければ、風車の設置については着床式や陸上等の浮体式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実績を親和性の高さ（規模含む。）から相対的に評価。また、構成企業で役割を分担する場合は、当該役割に応じた実績となっているかを評価。）
- ③ 親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。（※評価対象となる企業の実績と扱えるかどうかを評価するもの）

- ・ また、実績については、過去の他事業に係るSPCへの出資比率ではなく、その事業における役割及びその実績の本事業における活用方法等を評価する。また、親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価する。

iii) 失格要件

- 上記 i) ①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理含む。）について、このうち一つでも上記 ii) ①から③に近いといえる実績がないと判断する場合には、失格として取り扱う。

<参考> 長崎県五島市沖の公募占用指針で評価について補足した事項③

<参考> 長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（2020年6月）より抜粋

2) 安定的な電力供給のためのサプライチェーン形成計画の評価に関する補足説明

i) サプライチェーン形成計画の記載事項

形成するサプライチェーンについては、①電力の安定供給、②将来的な電力価格低減のために有効かという観点から評価する。具体的な評価の観点の例は以下のとおりであり、公募占用計画に記載されたこれらに係る具体的な根拠を確認する。

① 電力の安定供給の観点

- ・ 故障や有事等の際、どの程度迅速に部品の調達等が可能か。（部品等の製造・保管場所、部品の数など）
- ・ サプライチェーンの多様化・複線化など、その強靱化にどのように取り組んでいるか。
- ・ 部品メーカーとの提携を含め、事業実施地域である日本の自然環境等に応じた技術開発等を行う体制を構築しているか。

② 将来的な電力価格低減の観点

- ・ サプライチェーンの形成に当たって、新規参入を阻害せず、競争環境を確保しているか。
- ・ 輸送コストの低減など既存サプライチェーンを見直し、将来的なコスト低減に向けた取組みを行っているか。
- ・ 部品メーカーとの提携を含め、コスト低減に向けた技術開発等を行う体制を構築しているか。

<参考> 長崎県五島市沖の公募占用指針で評価について補足した事項④

<参考> 長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（2020年6月）より抜粋

ii) 評価対象となるサプライチェーンの範囲

国内の洋上風力向けのサプライチェーンは今後形成されていくことになるが、電力安定供給等に係る対策は、ハードに関する対策（風車や部品等の供給方法等）とソフトに係る対策（メンテナンス体制等）の両方が想定される。このため、評価対象とするサプライチェーンは、

- ① ハードに係るサプライチェーン（風車主要部品（ナセル、軸受、増速機、タワー、ブレード、ナセル台等）、電気系統（海底ケーブル含む。）、基礎等のサプライチェーン等）
 - ② ソフトに係るサプライチェーン（運転、維持管理等のためのサプライチェーン等。例えば、運転や維持管理のための人材の確保、物流体制の確保等）
- の双方を評価する。

iii) サプライチェーン形成計画の変更

公募段階においては、サプライチェーンが確定していないことが想定されるため、公募占用計画においてはサプライチェーンをどのように形成する予定かを記載することとし、事業者選定後に変更が生じた場合には、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」という観点から審査を行った上で、公募占用計画の変更の可否を判断する。原則として、事業者選定時の水準が維持されるかを個別に判断する。

第15号関係 評価の基準について①（最先端技術の評価について）

- 事業実施能力の評価の1つとして、最先端技術の導入を評価することとしているが、その評価の方法について問い合わせがあった。
- 新たな技術の導入を促進し、より長期的、安定的、効率的な事業を実現することを目的とするものであるが、**単に新しいことのみを持って評価するものではないことを明確にすべきではないか**。具体的には、最先端技術の導入の評価にあたっては、新たな技術の導入をしていることについては積極的に評価を行いつつ、一方で、信頼性とのバランスも重要であることも踏まえ、実績や実証結果など**信頼性も考慮して評価すること**としてはどうか。
- 信頼性の考慮にあたっては、我が国特有の自然・環境条件（地震、波浪条件等）等も踏まえることとしてはどうか。

第15号関係 評価の基準について②（協力企業やサプライチェーンの確定について）

- 協力企業やサプライチェーン（以下「協力企業等」という。）については、公募時点では必ずしも確定を求めるものではなく、複数の候補を示すことも可能としている。
- しかしながら、事業者の中には、協力企業等について複数の候補を示している場合と1者に確定している場合とを比較すると、1者に確定している場合の方が評価が高くなると考えている事業者があり、コンソーシアム毎に協力企業等を1者に確定しようとする動きがあるとの情報がある。
- 一部のサプライチェーンについては、実施できる企業が限定的であり、各企業がサプライチェーンを1者に確定すべく取り合う場合には、公募に参加できる企業数が制限的になる可能性がある。
- このため、協力企業等に係る評価については、その検討の熟度等は評価対象とするものの、公募時点で協力企業等を1者に確定していることだけをもって、その評価の差を設けないことを公募占用指針で明示してはどうか。
- なお、長崎県五島市沖の公募占用指針では、実績の評価は、複数の協力企業の候補が示された場合、最も評価の低い企業の実績を評価することとしたが、電力安定供給等のその他の評価項目については、その位置づけを明確にしていなかった。このため、実績の評価以外についても、複数の協力企業等の候補がある場合は、最も評価が低くなる企業について評価対象として扱うことを明示してはどうか。

追加的に御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・港湾の場所について

(2) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・撤去の方法や保証の額について

(3) 評価の基準について（第15号関係）

- ・基本的な考え方
- ・最先端技術の評価について
- ・協力企業やサプライチェーンの確定について

(4) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・評価の方法について（2区域まとめた公募の実施）
- ・一般海域の占用料について
- ・他の促進区域の占用等について

評価の方法について（2区域まとめた公募の実施）

- 秋田県由利本荘市沖（北側）及び秋田県由利本荘市沖（南側）は、促進区域指定ガイドラインで、促進区域は国内や海外の事例等の観点も踏まえ、効率的な事業の実施が可能となる規模であることとされていることを踏まえ、北区域と南区域を35万kW程度ずつの規模となるように分けて促進区域に指定した。
- 一方で、北区域・南区域全体で事業を実施した方が、一括発注が可能であるため、コスト低減に繋がるという考え方もある。
- 2つの考え方を両立させるため、「北区域」での公募、「南区域」での公募を同時に行いつつ、「北・南」全体での提案も受け付けることとし、両区域で最も長期的、安定的、効率的な事業が実施できる事業者の組み合わせを選定することとしてはどうか。
- 2区域を同時に公募する具体的な選定方法としては、以下のとおりとしてはどうか。
 - ① 甲区域と乙区域の全体での提案（以下「両区域一括提案」という。）についても、甲区域又は乙区域の片側での提案（以下「片側提案」という。）についても、それぞれを240点満点で相対的に評価。
※国内・地域経済への波及効果など規模による補正が必要な事項については、出力規模を考慮しつつ相対評価。
 - ② 両区域一括提案が最も点数が高い場合は、当該提案をした事業者を選定。
 - ③ 片側提案が「甲区域」「乙区域」とも最も点数が高い場合は、当該提案をした2事業者を選定。
 - ④ 1区域（甲区域）は片側提案が最も点数が高くもう1区域（乙区域）は両区域一括提案が最も点数が高い場合は以下とする。
甲区域：最も点数の高い片側提案の事業者を選定。
乙区域：最も点数の高い両区域一括提案の事業者が提案内容（価格等を含む）を変えずに事業の実施を希望し、実施できる場合に限り選定（3ヶ月以内に公募占用計画を修正し、提案内容が同等以上と判断できる場合に限り）。辞退する場合は、乙区域に係る提案事業者を対象とした再公募を実施（再公募であることに鑑みて、公募期間は3ヶ月）。
※両区域一括提案を行った全ての事業者が乙区域の片側提案も行っている場合など再公募を実施せずとも最も適切な事業者が明らかな場合は、再公募を実施しない。

	甲区域（35万kW）	乙区域（35万kW）
A社	A（240点満点）	
	A-1（240点満点）	A-2（240点満点）
B社	B-1（240点満点）	
C社		C-1（240点満点）

- ・A社は、「甲区域」「乙区域」の両方での提案。
 - ①「甲区域」「乙区域」の両方を統一した提案
 - ②「甲区域」、「乙区域」で分けた場合の提案の2通りの提案を行うことが可能。
- ・B社は、「甲区域」のみの提案
- ・C社は、「乙区域」のみの提案

秋田県由利本荘市沖（北側・南側） 評価決定ケース

<ケース1>

	甲区域 (35万kW)	乙区域 (35万kW)
A社	230点	
B社	220点	
C社		200点
A/D社	180点	190点

<ケース2>

	甲区域 (35万kW)	乙区域 (35万kW)
A社	170点	
B社	220点	
C社		200点
A/D社	180点	190点

<ケース3>

	甲区域 (35万kW)	乙区域 (35万kW)
A社	170点	
B社	220点	
C社		200点
A/D社	230点	210点

<ケース4>

	甲区域 (35万kW)	乙区域 (35万kW)
A社	220点	220点
B社	230点	
C社		200点
D社	180点	190点

: 選定事業者

- A社が提案内容を変えずに乙区域の事業実施を希望し実施できる場合、A社を乙区域の選定事業者として選定。
- A社が辞退する場合、乙区域のみ再公募。

一般海域の占用料について

- 再エネ海域利用法の促進区域の占用料については、近傍類地の占用料と均衡を失しないよう、近傍類地の占用料等を考慮し、設定することとしている。ただし、公益上特に必要があると認めるときには、占用料の減額をすることとしている。

再エネ海域利用法

第十条 略

6 **国土交通大臣は**、国土交通省令で定めるところにより、第一項第一号又は第二号の行為に係る同項の許可を受けた者から**占用料又は土砂採取料を徴収することができる。**

国土交通省関係再エネ海域利用法施行規則

第二条 法第十条第六項の**占用料又は土砂採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土砂採取料等を考慮して国土交通大臣が定めるものとする。**

2 国土交通大臣は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料及び土砂採取料を減額し、又は免除することができる。

秋田県での水域の占用料（条例料金）

	占用料(年間)	適用区分
秋田県	90円/m ²	その他の敷地(工作物のあるもの)

千葉県での水域の占用料（条例料金）

	占用料(年間)	適用区分
千葉県	210円/m ²	工作物を施設するために使用するもの

他の促進区域の占用等について

<他の促進区域の占用許可期間>

- 秋田県由利本荘市沖に関しては、北側・南側と海域を分けて促進区域を指定したため、公募占用指針の対象となる促進区域（以下「対象促進区域」という。）以外の促進区域（以下「他の促進区域」という。）において、海底送電線や通信ケーブル（以下「海底送電線等」という。）を設置するための占用許可が発生する可能性がある。そのため、**他の促進区域における占用許可の取扱いを明確にしておく必要がある。**
- 他の促進区域における占用の取扱いについては、他の促進区域において、海洋再生可能エネルギー発電設備のうち、海底送電線等を設置する場合、**海底送電線等の配置場所が記載された公募占用計画が認定され、かつ、他の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解を得ていることを条件として、他の促進区域における占用期間について、30年を上限として許可することとしてはどうか。**

<一般海域における海底送電線等の敷設>

- 千葉県銚子市沖に関しては、陸揚げするための海底送電線等の敷設ルートに係る区域について、公募で事業者が選定された後、協議会において必要な調整・協議を実施した上で、促進区域の変更・追加等の対応を行うこととしている。そのため、**公募占用計画への促進区域以外に係る記載方法を明確にしておく必要がある。**
- 促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、促進区域の変更を行うこととなるが、当該変更面積は先行利用者等への支障等を考慮し、**必要最小限の面積となるよう、公募占用計画に記載させることとしてはどうか。**また、事業の具体化に伴い促進区域の変更を行う場合には、促進区域の変更に先立って当該計画の実施には、協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることを明記してはどうか。